

2. 被災者生活再建支援制度について

具体的な検討課題

- ① 最近の竜巻被害を受け、被災者生活再建支援法及び都道府県が実施する支援措置については、「早急に」必要な対応を行うことが求められている。同法等のあり方全般について引き続き検討していくこととしつつ、被災者の立場に立ち、それまでの「当面の措置」として、現行の国と地方の役割分担の下で、公平かつより迅速や支援金の支給が行われるための「新たな仕組み」等を講じることについてどう考えるか。

※ 支援法の適用対象外の地域からは、同一災害にもかかわらず、居住する地域によって支援法の適用等に差があるのは「不公平」との指摘あり。(防災基本計画等を踏まえ、全都道府県において支援措置を実施するよう要請等を行っているが、一部の県では措置が講じられていない。)

※ 都道府県が実施する支援措置については、一部の都道府県を除き、災害発生後に支援措置について検討している状況にあり、実施決定まで「一定の時間」がかかっている。このため、被災者の立場から見ると、特に「被災直後」には、支援法の適用を受けられないことへの不満や不安の声あり。

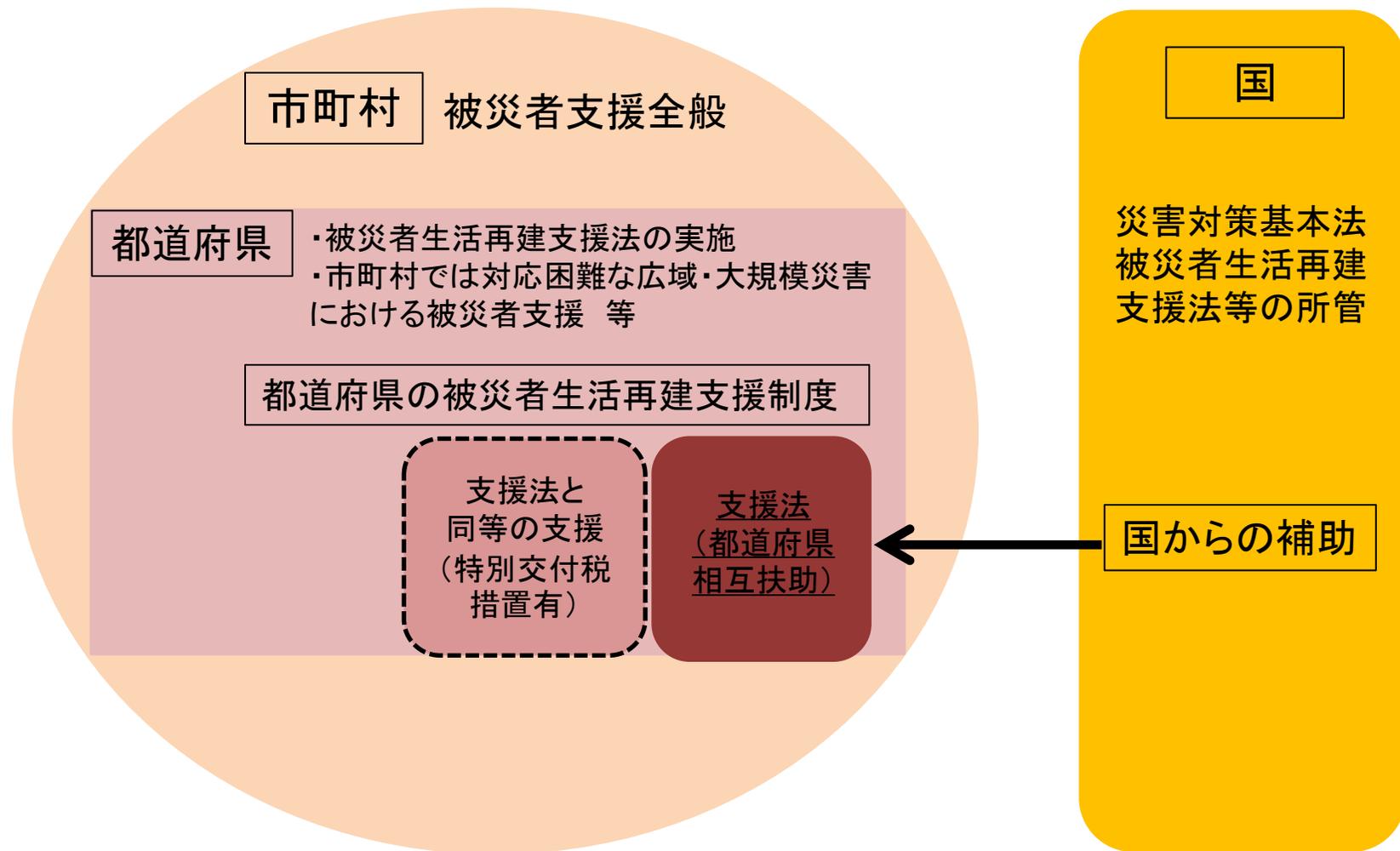
2. 被災者生活再建支援制度について

具体的な検討課題

- ② 平成24年3月の「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」の「中間整理」の被災者生活再建支援制度に関する「論点ごとの検討」中に記されている各論点については、引き続き、更なる検討を行っていく必要があるが、現時点で「速やかに」改善・見直し等を行うべきものはあるか。

※ 被災者生活再建支援法と災害救助法のあり方に関しては、翌26年1月以降に本検討会の検討事項の一つとして、引き続きご審議いただく予定。

国と地方の役割分担(被災者生活再建支援制度)



最近の「竜巻被害」において、「不公平」等の課題が指摘された。

都道府県による支援を「早く」「的確」に

適用とならない災害

「各」都道府県
(地方公共団体)
において対応

国制度と同等の支援を講じた場合、
国から交付税措置 1/2

支援法適用

都道府県の「相互
扶助」で対応
(全都道府県の拠
出による基金から
支援金を支給)

国から補助
1/2
(東日本大震災分は4/5)

地方自治法等における国と地方公共団体の役割

地方自治法における国と地方公共団体の役割は以下のとおり。(第1条の2、第2条)

- ・「国」⇒ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることを基本。
- ・「都道府県」⇒ 広域に渡るもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、一般の市町村が処理することが適切でない認められるものを処理
- ・「市町村」⇒ 基礎的な地方公共団体。

「防災基本計画」(平成24年9月6日修正)

- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 地方公共団体は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

現状等

(P13～P14は、平成25年11月20日第2回検討会資料)

- 住宅に著しい被害を受けた被災者への支援については、これまで、災害対策基本法及びそれに基づく防災基本計画、地方自治法、被災者生活再建支援法等を踏まえ、以下の対応を実施している。
 - (1) 一定規模以上の大規模災害については被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が、全都道府県の相互扶助と国の補助により、支援金を支給する
 - (2) 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の災害については、各都道府県・市町村が支援措置を講じる
(被災者生活再建支援法適用災害と同一災害による被災世帯を有する道府県が、支援法の適用対象とならない世帯に対する支援の1/2は特別交付税の対象となる。)
- 竜巻被害を受け、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直しを求める要望が出されているが、昨年や本年の竜巻被害の状況にかんがみると、同法の適用対象とならない地域に係る支援金相当額は数百万円から数千万円である。
 - ※ 埼玉県松伏町 ⇒ 全壊1世帯(300万円×1世帯=300万円)
 - 千葉県野田市 ⇒ 全壊1世帯(300万円×1世帯=300万円)
 - 栃木県真岡市 ⇒ 全壊5世帯(300万円×5世帯=1,500万円)
 - 栃木県益子町 ⇒ 全壊7世帯(300万円×7世帯=2,100万円)
 - ※ 埼玉県の財政規模は「1兆6,800億円」、千葉県は「1兆4,800億円」、栃木県は「7,700億円」。
なお、人口が最も少ない鳥取県の財政規模は「3,300億円」 (いずれも平成25年度予算)

○ 一方、東日本大震災では、東日本広域での甚大な住宅被害の発生を踏まえ、「国の補助率を80%」とする特例措置を実施中。

※（平成23年度補正予算で、合計「3,520億円」措置）

○ これまで、多くの都道府県が、防災基本計画や、被災者生活再建支援法の適用対象とならない地域への支援措置を実施してきており、こうした措置を実施する都道府県の数も年々増加。

※ 自然災害一般を対象とし、支援措置を実施している都道府県 25

特定の自然災害を対象とし、支援措置を実施している都道府県 16

都道府県全額負担の制度数 21、都道府県と市町村で負担する制度数 20

（参考資料2「都道府県の被災者生活再建支援制度」を参照。1県で複数制度を持つ県がある。）

栃木県は、本年3月に「栃木県被災者生活再建支援金」制度を、また、千葉県は、本年9月に「平成25年9月2日竜巻被害に係る千葉県被災者生活再建支援金」制度を創設。ほかにも、本年度には、岩手県、新潟県、滋賀県、京都府等で支援措置を創設。なお、埼玉県においても支援措置について検討中。

【注】 諸外国では、被災者支援の仕組みは各国で異なるものの、保険加入を前提としているもの、あるいは大規模災害に限定しているところが多い。

①

一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直す。

(平成24年7月12日 全国知事会災害対策特別委員会委員長要望)

②

現在15都道府県において、支援法と同等の支援措置を実施しているが、これを全都道府県に拡大。

③

「当面の間」、支援法が適用された同一の災害において、財団法人都道府県会館(被災者生活再建支援法人)による、支援法の適用対象外の被災者に対する「新たな支援事業」の実施。

平成24年7月12日

内閣府特命担当大臣(防災)

全国知事会災害対策特別委員会委員長

被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について（抄）

現行の被災者生活再建支援制度では、同一災害で被災しても、市区町村又は都道府県の全壊世帯数によっては制度が適用されない地域が発生するため、被災者間に不均衡が生じる。

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

概要

○ 支援法と同等の支援措置を全都道府県に拡大。

※ 国における「対応策」の例

- ・ 国が支援措置に係る要綱例、手引書等を整備し、要請
- ・ 各都道府県ごとの支援措置の実施状況等を内閣府HPでわかりやすく広報
- ・ 災害発生時に、直ちに内閣府幹部と被災都道府県幹部による「連携会議」を開催（被害情報の共有と都道府県での支援措置実施の要請等）等

○ なお、円滑・迅速な支給のため、一旦、支援法人から支払う等の新たな「取組」も考えられる。

法令等 改正

被災者生活再建支援法施行規則（内閣府令）の改正、都道府県会館における寄附行為（公益認定後は定款及び公益目的事業の変更）の変更、業務規程等の整備

特徴等

「現行の枠組み」の下で各都道府県の取り組みを促進しつつ、迅速な支援が可能。また、最終的な基金への影響はない。

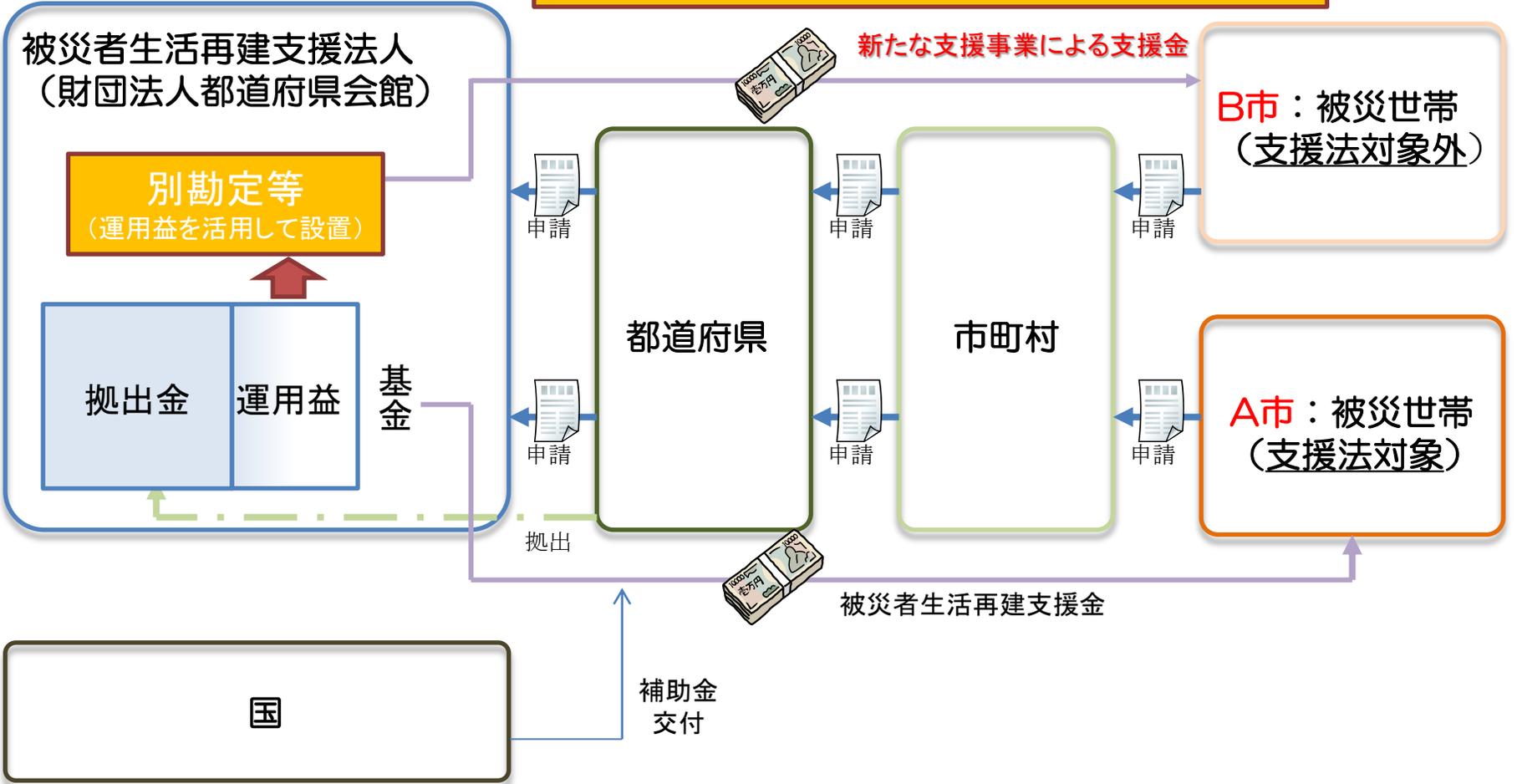
課題 留意事項

事務スキームの整理・調整等に一定の時間が必要 等

※「当分の間」、被災者生活再建支援法適用団体がある同一災害において、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯(支援法対象となる被害が生じた世帯)への支援

③-1

運用益を活用した別勘定等を設置し、支援法適用対象以外の地域の被災者への支援金相当額を支給



③-1 「当分の間」支援基金の「運用益」の活用した新たな事業の実施

※被災者生活再建支援法適用団体がある同一災害において、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯(支援法対象となる被害が生じた世帯)への支援

概要

運用益の一部(例:年1~2億円程度)を財団法人都道府県会館の別の勘定等に繰り入れ、財団法人の新たな事業として、支援法の対象外となる同一被災地域の被災者への支援金相当額の金銭を支給。

法令等改正

被災者生活再建支援法施行規則(内閣府令)の改正、都道府県会館における寄附行為(公益認定後は定款及び公益目的事業の変更)の変更、業務規程等の整備

特徴等

- 被災者生活再建支援法の会計区分に係る規定を柔軟に見直し、被災者支援の充実につなげるもの
- 支援金支給事務のノウハウを有する財団法人都道府県会館が支援法と同様の枠組みで対応し、都道府県・市町村においても、大きな事務作業の変更は生じない

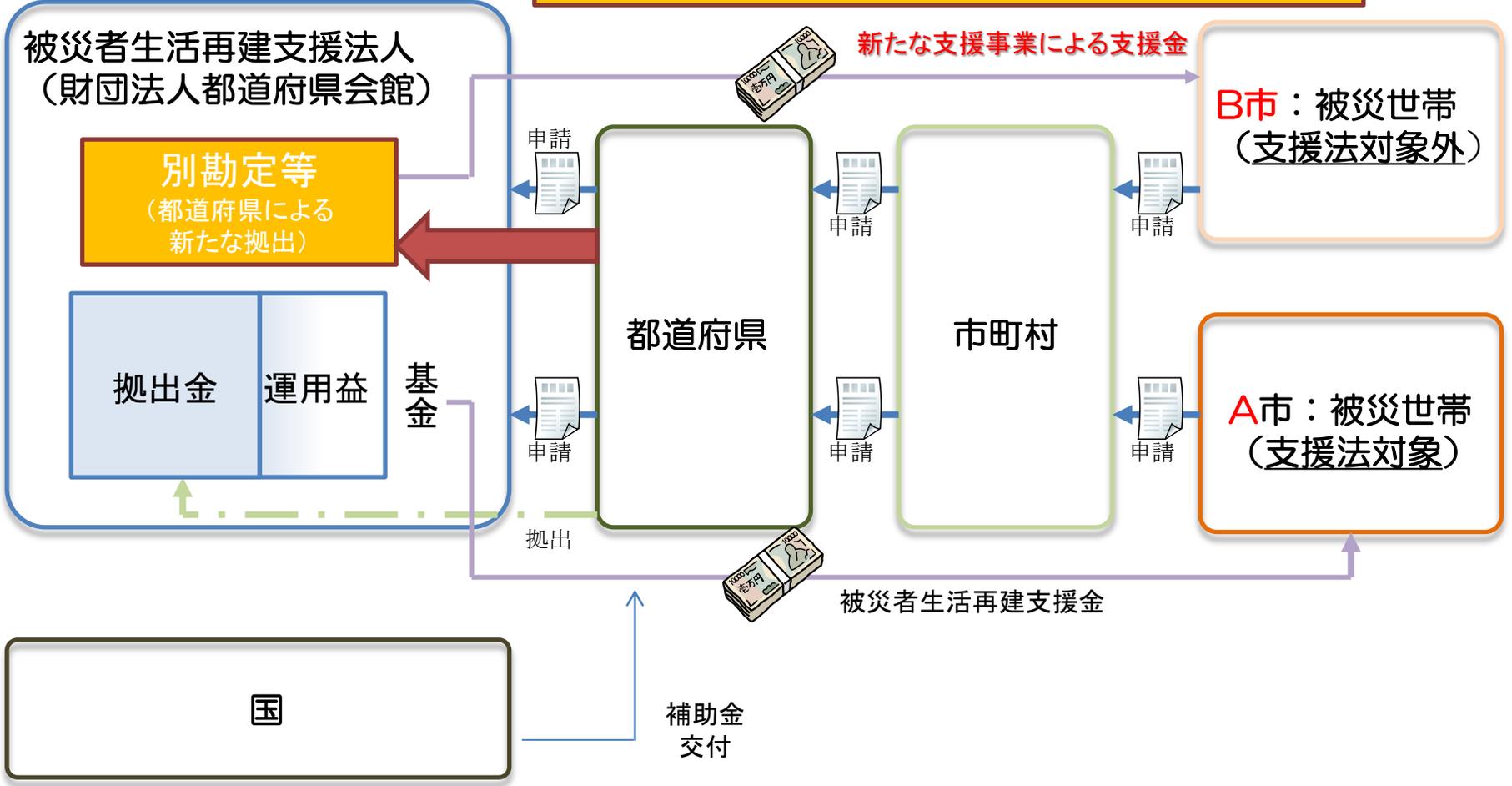
課題 留意事項

- これまで基金に繰り入れてきた運用益の一部を使用するため、基金の減少をやや早めることとなる。
- これまで都道府県において講じてきた支援措置との調整が必要。
- 市町村単位で一定規模以下の災害についても、都道府県の相互扶助の仕組みで対応する場合の、国の支援についてどう考えるか。

※「当分の間」被災者生活再建支援法適用団体がある同一災害において、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯(支援法対象となる被害が生じた世帯)への支援

③-2

都道府県の新たな拠出により別勘定等を設置し、支援法適用対象以外の地域の被災者への支援金相当額を支給



③-2 都道府県による新たな拠出金による新事業の実施

※被災者生活再建支援法適用団体がある同一災害において、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯(支援法対象となる被害が生じた世帯)への支援

概要

都道府県の新たな拠出(例:年2億円程度)により、財団法人都道府県会館に別の基金を創設し、財団法人の新たな事業として、当該「基金」から、支援法の対象外となる同一被災地域の被災者への支援金相当額の金銭を支給。

法令等改正

都道府県会館における寄附行為の変更、業務規定等の整備

特徴等

- 現行の支援法とは切り離して、都道府県による全く新しい制度として実施することが可能
(例えば、支援対象拡大等についても、法令改正によらず、都道府県の合意により対応可能)
- 法令の改正不要

課題 留意事項

- 新たな都道府県の負担が生じることから、都道府県の理解を得られるか。
- 任意の拠出とする場合、従来どおり各都道府県単独での支援措置を選択するところもあり得る。その場合、所要額が確保できるか。

【支援基金の運用益に関する現行の規定等】

被災者生活再建支援法施行規則(抄)

第7条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定(次条、第10条第2項及び第11条第二項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

第8条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定(以下本条において「その他の勘定」という。)へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

財団法人都道府県会館寄附行為(抄)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

二 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援事業およびこれに附帯する事業

六 その他必要な事業

第4条 資産は、基本財産、被災者生活再建支援基金および運用財産の3種とする。

3 被災者生活再建支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。

一 前条第二号に掲げる事業の運営のために都道府県から拠出された財産

二 被災者生活再建支援基金の運用によって生じた理事その他の収入金

第6条

2 被災者生活再建支援基金は、第3条第二号に掲げる事業を行う場合を除きこれを処分し、またはこれを担保に供することができない。

【運用実績】	19年度	約8.4億円	20年度	約7.7億円	21年度	約7.5億円
	22年度	約7.4億円	23年度	約2.9億円	24年度	約3.9億円

過去5年間における支援法の対象外となる同一被災地域に支援金相当額を支給したときの見込額

単位：万円

年	支援法適用災害が発生したが、支援から漏れた全壊世帯の件数A(注1)	全壊世帯の所要額(推計) A×220万円=B (注2)	解体(半壊・敷地被害) 所要額(推計)C (注3)	大規模半壊所要額(推計)D (注4)	合計所要見込E=(B+C+D)
19	5	1,100	560	270	1,930
20	8	1,760	895	432	3,087
21	19	4,180	2,127	1,027	7,334
22	16	3,520	1,791	865	6,176
23	19	4,180	2,127	1,027	7,334
合計	67	14,740	7,500	3,621	25,861

(注1) 件数Aは内閣府(防災)から都道府県への調査結果世帯数

(注2) Bは、Aに中越沖支給実績(平均額)220万円を乗じたもの。

(注3) Cは支援法における過去の敷地被害解体世帯割合から推計 C=29%

(注4) Dは支援法における過去の大規模半壊世帯割合から推計 D=14%

第一 総論

- 一 支援金のあり方
- 二 災害救助法の応急修理と被災者生活再建支援制度

第二 被災者生活再建支援制度に関する論点ごとの検討

一 給付の拡大に関するもの

1 支給対象

(1) 対象災害の拡大

ア 災害規模要件の緩和

(ア) 災害規模要件の撤廃

(イ) 半壊2世帯を全壊1世帯とカウント

イ 事故災害への適用拡大

(2) 支給対象

ア 事業者を支給対象化

(ア) 店舗、作業場、事業所、工場などの再建・補修支援

(イ) 賃貸人（大家）への支援

イ 半壊世帯を支給対象化

ウ 地盤被害世帯を支給対象化

2 支援金の支給限度額の引き上げ

二 給付の効率化に関するもの

1 支給対象

(1) 賃借人を支給対象から除外

(2) 所得制限等の設定

2 定額渡し切り方式から実費弁償方式への変更

3 自助努力との連動

(1) 耐震改修・保険加入等各人の自助努力の有無に連動された支給額等の決定

(2) 災害危険区域の住宅被害の対象除外

4 巨大災害時の支給総額の上限定

三 その他

1 長期避難世帯の認定要件を避難期間により明確化

2 支援金の性格・額

(1) より細かい被害認定段階に応じた基礎支援金の支給額の設定

(2) 被災市町村への交付金化

3 負担のあり方

(1) 国の補助割合の引き上げ

(2) 市町村からの拠出の設定

4 各地方公共団体の事前対策に連動された地方公共団体の拠出比率の変更

5 巨大災害時の例外措置

(1) 本制度の不適用

(2) 国の補助割合の引き上げ